平成２４年（フ）第１６７号
川崎市中原区小杉町２丁目308番地　本田ハイツ208、前住所川崎市中原区新丸子町726番地１　コーポ原201
債務者　大井　　茂
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長野県佐久市鍛冶屋336番地１　川原団地49
債務者　大井智奈美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２０号
岡山市北区岩田町３番13―802号
債務者　小坂　玲美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２号
岡山市南区藤田1684番地16、旧住所岡山市南区当新田370番地20
債務者　寺平　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２６号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢795番地
債務者　鎮野　　明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８４号
横浜市戸塚区東俣野町32番地２　ヒルサイドテラス202号
債務者　中川　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５４号
神奈川県大和市中央林間５丁目５番34号　セントラルハイツ101号
債務者　松井　敬治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７５号
横浜市南区榎町２丁目40番地２　第３岡田ビル303
債務者　松井　　智
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
島根県江津市桜江町川越638番地
債務者　坂根　博之
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１２号
島根県浜田市竹迫町2359番地４　吉本アパート101号
債務者　河田　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１９９３号
大阪市鶴見区鶴見４丁目14番18号302　河村方
債務者　石原　克章
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―1006号
債務者　髙野　弘二
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０号
熊本県水俣市白浜町10番13号　猿郷団地13―2
債務者　馬城　宏明
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２０６号
静岡県藤枝市泉町４番地の５　フローラ泉町Ｅ―105号
債務者　大畑　一葉
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
愛知県豊橋市瓦町通１丁目32番地
債務者　荒井　眞一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部